

## [積立金全体の運用の仕組み]

- ① 主務大臣(厚生労働大臣＋共済所管3大臣)は、共同で、積立金基本指針を定める。
  - ・ 積立金基本指針：積立金の管理・運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針。
  
- ② 管理運用主体(GPIF、国共連、地共連、私学事業団)は、積立金基本指針に適合するように、共同で、資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)を作成・公表する。
  - ・ 資産の構成の目標が積立金基本方針に適合しないときは、主務大臣が変更を命じる。

## [管理運用主体ごとの運用の仕組み]

- ③ 管理運用主体は、積立金基本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに則して管理運用の方針を定め、それぞれの所管大臣の承認を得る。
    - ・ 管理運用の方針：各管理運用主体が、積立金の管理・運用を適切に行うために定める方針。  
積立金基本方針に適合しなくなったときは、所管大臣が変更を命じる。
- \* 各管理運用主体は、モデルポートフォリオを参酌して、管理運用の方針の中でそれぞれのポートフォリオを定める。

# 各主体間の権限関係（事前関与）

※は、厚生労働大臣が案を作成し、他の3大臣に協議

